

常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について (共通理解のための素案)

常用漢字表で用いられている「字体・書体・字形」という用語については、「改定常用漢字表」(平成22年6月 文化審議会答申)の「I 基本的な考え方」に示された「4 追加字種の字体について」の「(1) 字体・書体・字形について」で説明がなされている。以下、「改定常用漢字表」の考え方に従って、3者の関係を改めて整理するとともに、常用漢字表で用いられている「字種」「通用字体」という用語についても説明する。(なお、当指針における「手書き文字」とは、主として、楷書(行書に近い楷書を含む。)で書かれたものを対象としている。)

1 字種

字種とは、同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に互換性があるものとして用いられてきた漢字のまとまりのことである。例えば、「亜」と「亞」、「圧」と「壓」、「読」と「讀」などは、それぞれ同じ字種の漢字として一つにまとめることができる。

常用漢字表の本表の最初には、「亜(亞)」のように、常用漢字として「亜」が示され、それとともに、明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため、丸括弧に入れて、いわゆる康熙字典体の「亞」が掲げられている。この「亜」と「亞」を比べたとき、一般的には、「同じ漢字である。」と言われることがある。これは、両者が歴史的なつながりを持ち、同じ音訓と意味を持つ漢字として互換性があるものとして用いられてきたからである。現在、一般的な漢字使用においては、常用漢字表が掲げる「亜」が用いられるが、「亞」は旧字体などとも呼ばれ、人名や団体名等の固有名詞に用いられるなど、日常生活においても目にすることがある。常用漢字表では、この「亜」と「亞」のような関係を「同じ字種」であると言う。「圧」と「壓」、「読」と「讀」なども同様の関係である。

一方、「末」と「未」、「士」と「土」のように形が似ている文字も含め、音訓・意味が異なっており、互換性があるものとして認められない漢字同士の場合は、「別の字種」ということになる。さらに、「型」と「形」、「中」と「仲」のように、音訓や意味に共通するところがあるような文字同士であっても、歴史的につながりがほとんどなく、現在において互換性が乏しいものは、別の字種であるとみなされる。加えて、常用漢字表に掲げられている「坂」と「阪」、「著」と「着」のように、元々は同じ字種として用いられていたものが、用法の変化によって、現在では、別の字種とみなされるようになっているような場合もある。

また、「亜」と「亞」を「違う漢字である。」と言うこともできるが、これは、両者の

字体の違いに着目した場合である。常用漢字表では、同一の字体を持った文字を指す場合に「同じ漢字」と言い、「同じ字種」という言い方と区別している。なお、字体については、「3 字体」で詳しく述べる。

2 字形

字形とは、個々の文字の見た目、形状のことである。

これは手書き文字、印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）を問わず、目に見える文字の形そのものを言う場合に用いられる用語である。文字の識別に関わるような大きな違いから、線の太さ、曲直、角度、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった細かな違いまで、様々なレベルでの文字の形の相違を字形の違いと言う。

具体的には、図2-1に挙げる「山」と「川」のような別の字種同士の関係、「亜」と「亞」のような同一字種におけるバリエーション同士の違い、同一人物が同じ文字を手書きする度に生じる微細な違いや人それぞれの手書き文字に表れる特徴の違い、手書き文字と印刷文字の違い、明朝体とゴシック体など印刷文字の種類の違いなどを、いずれも字形の違いとして捉えることができる。

図2-1

	字形の違いの例	
別の字種	山	川
同じ字種内のバリエーション	亜 (通用字体)	亞 (いわゆる康熙字典体)
手書き文字間の差異	戸	戸
手書き文字と印刷文字の差異	衣 (手書き文字)	衣 (印刷文字)
印刷文字書体間の差異	空 (明朝体)	空 (ゴシック体)

また、図2-2に示すような文字の点画の長短（「雨」）や方向（「仰」）の違い、つける／はなす（「文」）、はらう／とめる（「奥」）、とめる／はねる（「木」）等によって生じる見た目の違いのような差異も、微細なものまで含めて、字形の違いとして捉えることができる。

雨 雨 仰 仰 文 文



図 2 - 2

3 字体

字体は、文字の骨組みのことである。

文字の骨組みとは、ある文字がその文字として認識される字形のバリエーションの範囲を枠組みとして捉えたときに、その枠組み内にある様々な字形に一貫して表れている共通項を抽出したものである。ある形を見たときに、人がそれを何かしらの文字として読み取れるのは、そこにその文字特有の骨組みが存在するのを認識すると考えられるからである。

「2 字形」でも見たように、図 3 - 1 のような、手書き文字の間に表れる違い、手書き文字と印刷文字との間の違い、明朝体とゴシック体など印刷文字の種類の違いなどは、それぞれ字形の違いとして捉えることができる。しかし、ここに挙げられた漢字は、字形の違いを超えて、それぞれ「戸」、「衣」、「空」という漢字として認識することができる。これは、図 2 - 2 に挙げた例のような場合にも同様である。このような認識を可能にするのは、それぞれの字形に、その文字特有の骨組みが内在されているのを読み取るからであると考えられる。字形が違っていても、それが、その文字特有の字体の枠組みを逸脱しない範囲内であれば、その文字として認識することができる。こうした文字の認識は、漢字に限らず、平仮名や片仮名、ローマ字、数字などにおいても同様に行われている。

図 3 - 1

字形が違っていても字体は同じである例		
手書き文字間の差異	戸	戸
手書き文字と印刷文字の差異	衣 (手書き文字)	衣 (印刷文字)
印刷文字書体間の差異	空 (明朝体)	空 (ゴシック体)

また、ある文字における字体の枠組みの中での字形のバリエーションは、数限りなく想定され得るものである。図 3 - 2 に例示したように、同じ漢字を明朝体、ゴシック体、教科書体などの印刷文字で示したものを一つずつ見比べると、それぞれの字形の間にはかなりの違いが認められる場合がある。しかし、私たちは、このような印刷文字の字形の違いに関わりなく、同じ文字として認識するのが普通である。



図 3 - 2

このことは、図3-3に挙げたような手書き文字においても同様である。同一人物が同じ文字を手書きすれば、書く度に微妙な字形の違いが生じるであろうし、複数の人が書いた文字を比べれば、人それぞれの書き方の特徴による字形の違いが見られる。そのような違いは、誰かがその字を手書きする回数だけ、あるいは、手書きする人の数だけ生じると言ってよい。しかし、それらの手書き文字それぞれの字形の間に、かなりの違いが認められる場合であっても、その文字の字体の枠組みを外れなければ、同じ漢字として認識することができる。



図3-3

このように、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、見た目に違いがあっても、ある文字をその文字であると認識するのは、目に映る形がその文字特有の骨組みを備えていると認識される場合である。常用漢字表では、図3-2及び3に示したような印刷文字と手書き文字について、全て同じ骨組みを備えているとみなし、同一の字体を持った同じ漢字であると考え。例えば、「言」という字の1画目の角度は、図3-2の印刷文字字形や図3-3の手書き文字字形にも見られたように、2画目の横棒に対しておおむね平行の形から垂直の形までが枠組み内にある字形として認められる(図3-4)。この1画目について言えば、おおむねこの範囲であれば、誤りであるとみなされたり、別の文字であると認識されたりはしない。字形にこうした違いがあっても、他の字種と混同することがなく、文字の識別に関わるものでなければ、原則として同一の字体とみなし、同じ漢字であるとするのが常用漢字表の基本的な考え方であり、当指針も、この考え方に立って作成されている。

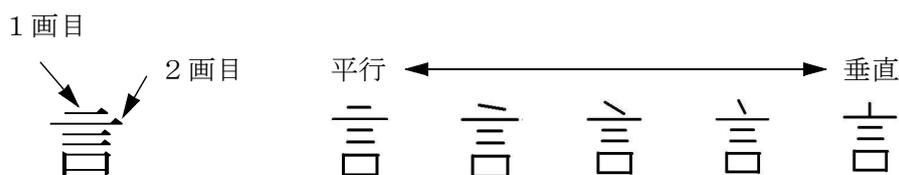


図3-4

一方、字形の違いが字体の違いに及ぶ場合もある。図3-5に取り上げたように、それぞれ、同じ音訓、意味を持っており、現代の社会生活において、同じ字種として同じように用いられているが、画数が異なっており、別の字体としても捉えられる字がある。常用漢字表では、両者が共に通用していることから、特例として印刷文字における「特定の字種に適用されるデザイン差」として扱われる漢字の一つである。



図3-5

また、図3-6のように、文字間の見た目が似ていたり、字形の違いが小さかったりしても、その差異が文字の識別に関わるような場合がある。例えば「末」の1画目と2画目、「土」の1画目と3画目は、その長短が入れ替われば、それぞれ「末」、「土」という別の字になる。また、「今」と「令」は、点画が増えることで、それぞれ「令」、「目」という別の字になる。このような字形の違いは、漢字の骨組みの違い、つまり、字体の違いにまで及んでいるものである。字形が変わることによって、元の字の字体の枠組みの範囲から出てしまい、別の字種として認識される例である。



図3-6

さらに、図3-7のように、点画の接し方の変化や増減によっては、同じ文字としては認めることはできず、その文字としては誤ったものとして判断されるか、別の文字と判断される場合がある。「言」という文字を取り上げた図3-2及び3の字形は、全て同じ文字として認識できた一方で、例えば、1画目と2画目が「十」のように交わっているような場合には、「言」という文字における字体の枠組みの範囲から外れていると捉えられ、骨組みが異なっていると認識されるのが一般的である。加えて、点画が増減することによって、「言」という文字における字体の枠組みの範囲から外れることもある。このように、ある漢字の字体の枠組みの範囲から逸脱したときに、その骨組みに該当する漢字がない場合には、誤った字とみなされることになる。ほかにも、「言」における「計」や「語」のように、ある漢字に点画が加わったり、別の構成要素と組み合わせたりして、全く別の字種・字体になる場合がある。



図3-7

以上のとおり、文字を見分け、何という文字であるかを識別する際の判断基準となる文字の骨組みの在り方を「字体」と呼ぶ。言い換えれば、同一の文字がその文字と認識される枠組みから外れない範囲で、目に映る形で出現するときに生じ得る様々な字形のバリエーションに、一貫して内在している共通項を抽出したものが字体である。多数ある具体的な字形から抽出される共通する形状であるということからすれば、字体は、一定の具体的な形状として取り出せるものではなく、抽象的に思い描かれるものであると言える。抽象的な概念である字体を具現化し文字として機能させるには、表された文字にその文字特有の字体が内在している必要がある。そのことは、文字の正誤を判断する基準になるとも考えられる。

なお、字体は、その文字を共通して使う人々によって共有されている必要がある。私たちの脳裏には、漢字それぞれの字体について思い描く形がある。文字を書く際には、その脳裏にある字体の枠組みから外れないように書き表すことで、受け取る側に、意図したとおりの文字として認識してもらうことができる。逆に、誰かの書いた文字を読み取るときには、目に映った形状を脳裏の字体の枠組みと照らし合わせて、それが何という文字であるかを認識している。これは、お互いの間で字体が共有されているからこそ成り立つ情報交換である。

また、字体は、その文字がこれまでどのように表されてきたのか、その習慣に基づいて、決められてきたところもある。図3-8には、左に手書き文字、右に印刷文字の一例をそれぞれ示した。これらは、手書き文字と印刷文字との間に比較的大きな見た目の違いが生じ得るものの例であるが、通常、3組ともに、同じ骨組みを有する同一の漢字の組合せとして認識される。これらは、別々の発展を遂げてきた手書き文字、印刷文字それぞれの表し方の習慣を踏まえた上で、同じ字体であると判断されているものである。



ただし、こうした手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣や決まりについて理解されていなければ、習慣に基づいた形状の違いが字体の違いとして受け取られ、別の文字であると判断されたり、正誤に関わる差異とみなされたりすることも起こり得る。

このように、社会において漢字を用いた円滑な情報交換が行われるためには、漢字を用いる人々の間で字体に関しての同じ考え方が共有されることが欠かせず、また、そのためには、手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣が理解されることが必要になる場合もある。

4 字種・字形・字体の関係

ここまで見てきた、字種・字形・字体の関係について整理する。

「亜」と「亞」, 「読」と「讀」のように、一つの字種には複数の字体がある場合がある。一般的には、同一の字種であることを捉えて「同じ文字」と言うこともあり、同一の字体の文字を指して「同じ文字」と言うこともあるが、常用漢字表では、原則として、「亜」と「亞」, 「読」と「讀」のようなまとまりを「同じ字種」と表現し、同一の字体を持った字を指す場合に「同じ漢字」と言う。

また、それぞれの字体は、抽象的な概念として思い描かれるものである。手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、実際に目に映る文字は、その文字の字体の枠組みの範囲で、様々なバリエーションを持った字形として具現化され得る。常用漢字表では、字形に一定の範囲内で違いがあっても、その違いが文字の識別に関わらないものであれば、原則としてその文字の字体の枠組み内にあると判断し、同じ漢字であるとみなす立場をと

っている。

以上、字種は複数の字体を擁する場合があります、さらに、それぞれの字体は、その字体の枠組みから逸脱しない範囲で、様々なバリエーションを持った字形として具現化し得るといのが、3者の関係である。

5 通用字体

通用字体とは、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用した字体であり、一般の社会生活で漢字を使用する際に用いるべき字体の目安として掲げているものである。

常用漢字表は、2,136の字種から成るが、円滑な情報交換を実現するという趣旨から、原則として1字種につき1字体を採用する考え方に立っており、その字体が通用字体である。それぞれの字種に掲げられた通用字体は、常用漢字表の適用分野である一般の社会生活において最も広く通用している字体、そして、今後とも通用字として用いられていくことが望ましいと考えられる字体を意味している。字体は本来、抽象的な概念として把握されるべきもので、具体的な形状を持つものではない。そのため、常用漢字表は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて、具体性を持たせた「印刷文字における現在の通用字体」を示している。

一方、常用漢字表において、通用字体「亜」に並べて丸括弧内に示された「亞」のような、「いわゆる康熙字典体」は、常用漢字表の採用している字体ではなく、明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため、飽くまでも参考として添えられたものである。

6 書体

書体とは、字体を基に文字が具現化された際に、文字に体系的に施された一定の特徴や様式のことである。骨組みとしての字体が具現化し文字として表される際には、例外なく、何らかの書体としての属性を有している。

例えば、図6-1のような、印刷文字に用いられる明朝体（縦線を太く、横線を細くし、横画の終筆部にウロコと呼ばれる三角形の装飾を付けるような形にデザインしたものの）、ゴシック体（点画を一様に肉太にデザインしたものの）、教科書体（手書きの楷書体に倣ってデザインしたものの）などの体系を書体と言うことがある。



図6-1

また、図6-2に示した、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの体系や、店の看板、広告、商品のロゴマークなどに用いられるデザインされた文字の在り方などを書体と言うこ

ともできる。これらは、字体の具現化の仕方、骨組みへの肉付けの仕方の体系である。

なお、当指針が扱うのは、主として、手書きの文字のうちの楷書（行書に近い楷書を含む。）であり、篆書、隸書、草書、行書は直接の対象としていない。



図 6 - 2